

# 札幌市不育症治療費助成事業のご案内

札幌市では、平成29年6月から不育症の検査・治療の費用を助成します。  
不育症とは、2回以上の流産、死産や新生児死亡の既往がある場合を言います。

※「流産、死産」は、妊娠検査薬が陽性になった場合ではなく、医療機関での超音波検査により胎のう（赤ちゃんが入った袋）や胎芽（赤ちゃんの姿）を確認後、妊娠が終了した場合を言います。

## 対象となる方 .....

不育症（疑いを含む）と診断され、対象となる検査及び治療を受けた法律上のご夫婦（治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦）で次の要件をすべて満たす方が対象です。

- 札幌市が指定する医療機関で不育症治療を受けていること。
- 申請日において、ご夫婦のいずれかが札幌市内に住民登録をしていること。
- ご夫婦の前年の所得（1月から5月の間に申請する場合は前々年の所得）の合計額が730万円未満であること。（所得の計算は、児童手当法施行令を準用します。）

## 助成額 .....

不育症治療等に要した費用に対して、1回の治療期間につき10万円までを上限として、助成金を交付します。

※「1回の治療期間」とは、不育症の診断をするための検査（又は治療）を開始した日から、妊娠が確定し出産（流産または死産を含む）した日または医師の判断により治療が終了した日のことです。

## 対象となる検査・治療 .....

平成29年4月1日以降に開始した不育症の検査及び治療（医療保険適用の有無は問いません。）

【検査】 抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査、子宮形態検査、染色体検査

【治療】 不育症治療としての投薬（アスピリン療法、ヘパリン療法等）、手術及びその他医師が必要と判断した不育症治療

## 助成回数と助成期間 .....

通算助成回数、1年間あたりの助成回数、通算助成期間に制限はありません。

## 申請の方法 .....

対象となる治療に要した費用を最後に支払った日の翌日から60日以内に、札幌市不妊専門相談センターに申請します。入院等のやむを得ない理由により、この期間に申請できない場合は、上記60日目から起算して3か月以内まで申請期間を延長することが可能です。

《申請の受付・不育症に関するご相談・お問い合わせ先》



### 札幌市不妊専門相談センター



〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目（WEST19 3階）

電話：011-622-4500 FAX：011-622-7221

※月～金曜日（年末年始・祝祭日を除く）8:45～12:15、13:00～17:15

札幌市不育症治療費助成事業ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/eisei/funin/>

## 申請に必要な書類等

対象となる治療に要した費用を最後に支払った日の翌日から60日以内に、札幌市不妊専門相談センターに申請してください。

### 1 札幌市不育症治療費助成事業申請書

### 2 札幌市不育症治療費助成事業請求書

→ 1、2は申請窓口でお渡しします。

### 3 札幌市不育症治療費助成事業受診等証明書

→ 治療を受けた指定医療機関で作成してもらいます。受診等証明書の作成にかかる文書作成料は助成の対象となりません。

受診等証明書の様式は、各指定医療機関に置いていない場合がありますので、各指定医療機関にお問い合わせください。

※ 1、2、3は市のホームページからダウンロードできます。

### 4 札幌市不育症治療費助成事業薬剤内訳証明書

→ 対象治療について、院外処方を受けた場合に調剤薬局で記入してもらいます。

### 5 ご夫婦それぞれの所得（市・道民税）証明書（ご夫婦の所得額を証明する書類（控除の内訳の記載があるもの））

→ 1月～5月の申請は前々年分、6月～12月の申請は前年分が必要です。

### 6 戸籍謄本（治療開始時に夫婦であることを証明する書類）

→ 発行日から3か月以内のもの。

### 7 住民票（世帯票）（札幌市に住民登録をしていることを証明する書類）

→ 発行日から3か月以内のもの。

続柄が記載されており、マイナンバーの記載がないものが必要です。

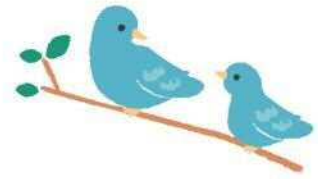
※ 5、6、7は、市役所2階税の証明窓口または各区役所戸籍住民課です。発行にかかる手数料は助成の対象となりません。

### 8 治療費を支払った領収書

→ 3に記載されている治療期間内の対象検査及び対象治療分の領収書全てが必要です。レシートは使用できません。

### 9 預金通帳のコピー（助成金を振込む預金口座が確認できるもの）

### 10 印鑑（朱肉を使用する印鑑です。スタンプ式の印鑑は使用できません）



## 札幌市不育症治療費助成が受けられる医療機関（指定医療機関）

NTT東日本札幌病院	011-623-7000	北海道大学病院	011-716-1161
札幌医科大学付属病院	011-611-2111	札幌東豊病院	011-704-3911
おこち産科婦人科	011-233-4103	札幌白石産科婦人科病院	011-862-7211
カレスッポロ時計台記念クリニック	011-251-2221	青葉産婦人科クリニック	011-893-3207
セントベビークリニック	011-215-0880	KKR札幌医療センター	011-822-1811
斗南病院	011-231-2121	美加レディースクリニック	011-833-7773
札幌厚生病院	011-261-5331	福住産科婦人科クリニック	011-836-1188
神谷レディースクリニック	011-231-2722	五輪橋マタニティクリニック	011-585-3110
さっぽろARTクリニック	011-700-5880	手稲溪仁会病院	011-681-8111
市立札幌病院	011-726-2211	エナレディースクリニック	0133-72-8688
マタニティウイメンズホスピタル	011-746-5505		

（平成29年4月1日現在）